

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：保健医療介護部健康増進課等5機関
- (2) 監査対象期間：平成24年度
- (3) 監査実施期間：平成25年5月15日～平成25年6月14日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監 査 対 象 機 関 名	監 査 実 施 日
健康増進課（病院事業）	平成25年 6月 5日～平成25年 6月 6日
医療指導課（病院事業）	平成25年 6月 5日～平成25年 6月 6日
企業局（電気・工業用水道・工業用地造成事業）	平成25年 6月11日～平成25年 6月14日
矢部川発電事務所（電気事業）	平成25年 5月15日～平成25年 5月16日
荻田事務所（工業用水道・工業用地造成事業）	平成25年 5月21日～平成25年 5月23日

2 監査の主眼

今回の監査は、各機関の事業が地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3条に規定する経営の基本原則に沿って運営されているか及び財務に関する事務が適正に執行されているかについて実施した。特に、病院事業においては、流動資産、流動負債、企業債及び借入金、また、電気等3事業においては、流動資産、流動負債、企業債、借入金及び工事（建設・改良・修繕等）に留意した。

3 監査の範囲

(1) 経営管理の状況

経営状況及び事業の運営状況並びに予算・決算状況

(2) 財務諸表の内容

資産、負債及び資本の状況並びに損益の状況

第2 監査の結果

今回の監査の結果、公営企業に係る経営管理及び財務に関する事務は、下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

1 指摘事項（是正又は改善を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）

該当なし

2 注意事項（是正又は改善を要し、適正又は妥当性を欠くもの）

企業局における工事請負契約において、一部で適正でないものが見受けられた（1件）。